



磯子区キャラクター「いそっぴ」

令和9年度 磯子区版 保育所等利用案内

磯子区にお住まいの方で、保育所等（認可保育所・認定こども園（保育利用）・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠））の申請をする方への簡易案内です。

【重要】

本案内は「横浜市保育所等利用案内」の補助的なものです。本案内では簡略化して記載している部分があります。必ず「横浜市保育所等利用案内」をよく読んでください。

もくじ

1 令和9年4月申請……………P2	3 市外の保育所等への申請・市外からの申請…P3
2 令和9年例月(5月以降)申請……………P2	4 利用申請上の注意事項……………P4

◎申請方法等

申請方法	原則オンライン ※以下に該当する場合、 磯子区こども家庭支援課の窓口 でご申請ください ・個別に支援を必要とするお子さんの場合 ・横浜市外への転出予定はないが横浜市外の保育所等の利用を希望する場合						
申請先	マイナポータルから申請 横浜市保育所等利用案内 P13 をご確認ください。詳しくはオンライン申請のページへ↓ ※マイナポータルからの自動返信のメールをもって受付確認とします。 ※申請にはマイナンバーカードによる電子署名が必要です。 ※必ず申請データ(控え)をダウンロードしてください。 または横浜市ウェブサイト【保育所等利用のオンライン申請】を検索 						
申請期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">4月一次申請</td><td>令和8年10月1日(木)から令和8年10月28日(水)まで</td></tr> <tr> <td>4月二次申請</td><td>令和8年12月23日(水)から令和9年2月2日(火)まで</td></tr> <tr> <td>5月入所以降</td><td>横浜市保育所等利用案内 P13 参照</td></tr> </table>	4月一次申請	令和8年10月1日(木)から令和8年10月28日(水)まで	4月二次申請	令和8年12月23日(水)から令和9年2月2日(火)まで	5月入所以降	横浜市保育所等利用案内 P13 参照
4月一次申請	令和8年10月1日(木)から令和8年10月28日(水)まで						
4月二次申請	令和8年12月23日(水)から令和9年2月2日(火)まで						
5月入所以降	横浜市保育所等利用案内 P13 参照						

※通信障害等の責任は負いかねますので、必ず余裕をもって申請してください。

※4月入所申請については申請及び不足書類等の受理が集中し、到着しても受付までに数日を要する場合がありますため、受付確認についてのお問合せにはお応えできません。

★オンライン申請を行うことができない方へ★

横浜市保育所等利用案内 P16～19 を確認の上、下記宛先に申請書類を**郵送**してください。（申請書類のダウンロードはP1を参照）

- ・4月一次申請・不足書類（消印有効）※郵便番号と宛先のみで届きます。
〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター あて
- ・4月二次申請・不足書類（締切日必着）…磯子区役所こども家庭支援課 保育担当 あて

専用ダイヤル 書類の書き方・受付の日程等の 一般のお問合せ	午前8時から午後8時まで（土日祝日を含む） 電話：045-664-2607 FAX：045-211-4253 開設期間：令和9年1月18日（月）まで （ただし令和8年12月29日から令和9年1月3日は除く）
磯子区こども家庭支援課 その他のお問合せ	午前8時45分から午後5時15分まで（平日のみ） 電話：045-750-2435 FAX：045-750-2540

1 令和9年4月申請

(1) 一次申請 原則オンライン申請

申請期間：令和8年10月1日(木)から令和8年10月28日(水)23時59分までの送信分が有効

※「希望施設・事業の変更・追加」及び「追加(不足)書類」の締切日は
令和8年11月20日(金)です。

※締切日以降の提出は一次申請ではなく二次申請の対象となります。

オンライン：横浜市保育所等利用案内P13をご覧ください。マイナポータルからの申請です。

郵送：〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター あて

必要書類：保護者の状況により異なります。

横浜市保育所等利用案内P16～19をご覧ください。

結果：令和9年1月下旬までにお知らせします。

下記に該当する方は窓口で申請してください。

・横浜市外への転出予定はないが横浜市外の保育所等の利用を希望する場合

・個別に支援を必要とするお子さんの場合

こども家庭支援課障害児保育担当 (TEL：045-750-2439) に事前相談が必要です。

事前相談で予約をお取りいただいた上で、令和8年10月28日(水)までに申請してください。

(2) 二次申請 原則オンライン申請

申請期間：令和8年12月23日(水)から令和9年2月2日(火)23時59分までの送信分が有効

※「希望施設・事業の変更・追加」及び「追加(不足)書類」の締切日は
令和9年2月3日(水)です。

オンライン：横浜市保育所等利用案内P13をご覧ください。マイナポータルからの申請です。

郵送：磯子区こども家庭支援課 保育担当 あて

必要書類：横浜市保育所等利用案内P16～19をご覧ください。

結果：令和9年3月4日前後にお知らせします。

・次のような場合はオンラインでは申請できないため、郵送で申請してください。

1. 横浜市内に住民登録がない方(利用開始日の前日までに転入される方を除く)

※申請方法についての詳細は「3 市外の保育所等への申請・市外からの申請(P3)」をご確認ください。

2. 横浜市外への保育所等への利用申請(横浜市内の園と併願する場合も対象外です)

3. 申請者(給付認定保護者)がマイナンバーカードを持っていない方

4. パソコン、スマートフォンからのオンライン申請が利用できない方

申請方法

①申請書や様式を横浜市ウェブページからダウンロード、印刷し、作成する。

②記載した申請書や企業等に作成してもらった証明書等を郵送する。

※郵送先は一次申請と二次申請で異なります。

※受付期間はオンライン申請と同じです(一次は消印有効、二次は必着)。

2 令和9年度例月(5月以降)申請

※原則オンライン申請となります。

申請期間：横浜市保育所等利用案内P13をご覧ください。

オンライン：横浜市保育所等利用案内P13をご覧ください。マイナポータルからの申請です。

郵送：磯子区こども家庭支援課 保育担当 あて

窓口：磯子区こども家庭支援課の窓口(区役所5階52番)

必要書類：横浜市保育所等利用案内P16～19をご覧ください。

結果：各締切月下旬に結果通知発送予定

※「希望施設・事業の変更・追加」及び「追加(不足)書類」の締切日は申請締切日と同日です。

※令和9年4～8月申請をする方のうち、令和9年1月1日時点で横浜市に住民登録がない方については、9月以降の利用調整時には令和9年度住民税課税証明書をご提出ください。申請締切日までに提出がない場合には、利用調整で劣後する場合があります。

3 市外の保育所等への申請・市外からの申請

(1) 横浜市内にお住まいの方が、横浜市内の保育所等の利用を希望する場合

①利用開始日の前日までに、横浜市内へ**転出する予定がある**場合

申請方法を含め、必要書類、申請締切日等を転出先の市区町村へお問い合わせください。

※4月申請において、横浜市内の保育所等の利用を併せて希望する場合は、二次利用調整からの対象です。

※転出先の市区町村に転入することが分かる書類が準備できない等で、転出先の自治体へ直接申請ができない場合は、②の取扱いとなります。

②利用開始日の前日までに、横浜市内へ**転出する予定がない**場合

「申請に必要な書類(横浜市保育所等利用案内 P16～19)」と、その他転出先の市区町村が求める書類を、**転出先の市区町村の締切日の一週間前までに**、磯子区こども家庭支援課の窓口にご提出ください。

(2) 横浜市内にお住まいの方が、磯子区内の保育所等の利用を希望する場合

①利用開始日の前日までに、磯子区内に**転入する予定がある**場合

「利用開始日の前日までに磯子区内に転入することがわかる書類(横浜市保育所等利用案内 P17)」を提出できる場合に限り、「申請に必要な書類(横浜市保育所等利用案内 P16～19)」を、横浜市の申請締切日までに、オンラインで申請してください。

※提出書類から利用開始日の前日までに磯子区内に転入することが確認できなかった場合、直接申請の対象外として、②の取扱いとなります。

②利用開始日の前日までに、磯子区内に**転入する予定がない**場合

「申請に必要な書類(横浜市保育所等利用案内 P16～19)」と、その他**現在お住まいの市区町村が求める書類**を、**横浜市の申請締切日の一週間程度前までに**、現在お住まいの市区町村にご提出ください。

※4月申請の場合は、二次利用調整からの対象になります。

※横浜市の様式が提出されなかった場合、必要項目が確認できず、優先順位が下がる可能性があります。

【申請先】

	(1) 磯子区に住んでいて、 横浜市内の園を希望する	(2) 横浜市内に住んでいて、 磯子区内の園を希望する
①利用開始日の前日までに 転入・転出 予定 がある	転出先の市区町村	磯子区こども家庭支援課 〈オンライン〉
②利用開始日の前日までに 転入・転出 予定 がない	磯子区こども家庭支援課 〈窓口〉	現在お住まいの市区町村

4 利用申請上の注意事項

(1) 受入月齢について

- ・受入月齢に到達した翌月からその保育所等を申請・利用できるようになります。
例えば「6か月から」となっている施設に4月から申請する場合、4月1日の時点で満6か月に到達している必要があります。
- ・受入月齢を満たしていない保育所等を希望している場合は、当該保育所等の申請については無効となり、それ以下の希望順位の保育所等については希望順位が1つずつ繰り上がります。受入月齢に到達し利用を希望する場合は、改めて希望園追加の申請が必要です。

(2) 利用希望施設・事業欄について

- ・施設・事業名は、「磯子区認可保育施設・事業一覧」にあるとおりにご記入ください。正しく記載されていない場合、ご希望の施設・事業の利用調整ができない可能性があります。系列園などは、施設・事業名が似ている場合がありますので、特にご注意ください。

(3) 就労証明書について

- ・勤務先に就労証明書を記載してもらったあと、記載漏れや記載誤りがないか必ずご自身でご確認ください。勤務先による就労証明書記載事項の記載漏れや記載誤りが申請後判明した場合でも、締切日までに書類の再提出がなければ、審査内容の変更には応じられません。
- ・育児休業中に申請をする場合は、現在の雇用先に復職することを前提とした申請となります。「入所内定時育休短縮可否」欄の「可」または「可(予定)」に✓が必要です。

※育児休業中の利用申請(転園申請含む)については、横浜市保育所等利用案内 P6(※3)をご確認ください。

(4) 健康状況等について(利用申請書裏面)

- ・利用内定後であっても、お子様の安全な保育環境を確保できない場合は、内定先の保育所等の利用が難しくなる場合があります。障害や医療的配慮、発育・発達の遅れなど、お子様の健康状態にご心配がある場合は、必ず磯子区版保育所等利用案内 P 1～2 をご確認ください。

(5) その他

- ・締切日を過ぎて提出された書類は、翌月分からの申請書類として受理いたします。

よくあるご質問

Q 1 磯子区の保育所等と他区の保育所等を同時に申請することはできますか？

A できます。お住まいの区でまとめて申請してください。

Q 2 令和8年度利用申請をしているのですが、令和9年度は別途申請する必要がありますか？

A あります。ただし、令和9年4月からの利用申請をした後、令和8年12月から令和9年3月までの間に保育所等の利用が内定し、その保育所等を利用する場合、令和9年4月からの利用申請を取下げいただく必要があります。

Q 3 育児休業中で認可保育所を利用していますが、転園することはできますか？

A 転園申請をすることは可能ですが、転園した場合には新しい施設・事業に入所した翌月1日までに復職する必要があります。育児休業を継続することはできませんのでご注意ください。

Q 4 きょうだいで申請する場合、書類はコピーで代用可能ですか？

A 申請書はそれぞれのお子さんの分を記入していただきますが、就労証明書等の保育を必要とすることを証明する書類は原本が1部あれば結構です。他のお子さんの分にはコピーを添付してください。

Q 5 令和8年度利用申請に使用した申請書や就労証明書を令和9年度利用申請に使用することはできますか？または令和9年度利用申請に使用した申請書や就労証明書を令和8年度利用申請に使用することはできますか？

A 入所を希望する年度の書類をご提出ください。

Q 6 同じ保育所の利用調整で、第1希望の人と第5希望の人ではどちらが優先されますか？

A 希望順位ではなく、ランクが高い方が優先となります。例えば、ある保育所を、「Aランクで第5希望の方」と「Bランクで第1希望の方」で利用調整した場合、Aランクの方が優先されます。希望順位を上げれば入りやすくなるわけではありません。

Q 7 一次申請で保留になってしまったのですが、二次申請で別途申請が必要ですか？

A 必要ありません。一次申請で保留になった方については、取下をしない限りそのまま二次利用調整の対象となります。磯子区以外の近隣区の保育所等を希望施設・事業に追加することや、認可外保育施設を利用することもご検討ください。

Q 8 出生前の子の申請はできますか？

A 令和9年4月申請をすることができます。ただし、令和9年2月3日（水）までに出産し、出生後、令和9年2月10日（水）までに「出生後届出書」の提出が必要です。保育所等の受入月齢を確認の上申請してください。

※「出生前児童の新規利用申請のご案内」（区ウェブページまたは区役所5階52番窓口配布）をよくお読みください。

保育所等の申請方法やよくある質問について、以下のページにわかりやすくまとめてありますので、ぜひご覧ください。

《磯子区ウェブページ》【認可保育所等の申請手続きについて】で検索
ページ下部の「保育所等の申請方法及びポイントについて」をチェック！



《磯子区ウェブページ》